

広島県告示第千九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。  
令和五年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小松クリニック	尾道市栗原町一四八二番地	令和五年八月一日
まことのこころクリニック	安芸郡海田町南大正町三番二五号	令和五年八月一日
みのり薬局	三原市宮浦六丁目三番二号	令和五年八月一日
みのり薬局港町	三原市港町一丁目三番一五号	令和五年八月一日
イズミ歯科医院	安芸高田市吉田町吉田七六五番地一	令和五年七月一日